

知立市開発等事業に関する条例手続きの流れ

適用範囲
 開発等事業 ア開発行為を行う事業土地の面積が500㎡以上のもの イ開発行為には該当せず、建築を目的とする事業土地の面積が1000㎡以上のもの ウ中高層建築物(建築物の高さ15m以上のもの)の建築 工集合住宅で計画戸数20戸以上の建築

